

生ごみ出しません宣言書
(兼生ごみ出しません袋交付申込書)

年　月　日

飯田市長

宣言者 住所 飯田市
(申込者)

氏 名

電話番号

世帯主名

環境文化都市の実現に資するため、生ごみを減らす次の行動に取り組むことを宣言します。

1. 次のように生ごみの自家処理を行い、燃やすごみとして出しません。

(1) 生ごみの自家処理の方法（該当する□にチェック。複数回答可）

- ア 煙等に埋める
 イ 電動式生ごみ処理機で処理する
 ウ コンポストで処理する
 エ その他 ()

(2) 自家処理の開始時期（該当する□にチェック。複数回答可）

- ア 申請に合わせてこれから始める (頃から始める予定)。
 イ すでに上記にチェックした自家処理を始めている。 (頃から)。

2. 買物や調理を工夫するなど、食べ残し等の食品ロスを削減します。

上記のとおり、生ごみを出さない宣言をし、「生ごみ出しません袋」の交付を申込みます。また袋の利用にあたっては、裏面の使用ルールを遵守します。また、ルールを守らずに使用した場合には、未使用的袋については返却します。

※飯田市使用欄（記入しないでください。）

宣言番号	受付印
------	-----

生ごみ出しません袋の使用ルール

1. 収集袋には生ごみ以外の燃やすごみを入れ、燃やすごみの日にご自宅の最寄りの集積所に出してください。
2. 食肉の骨、貝殻など、生ごみ処理機で処理しづらいもの、堆肥化しづらいものについては、袋に入れて出せます。

●生ごみ出しません袋に入れてよい生ごみ

粉状のもの、太い骨状のもの、皮や種といった、**生ごみ処理機で処理をすることが難しかったり、堆肥化しづらいもの**

例) 酒粕、ぬか、貝殻、くるみの殻、食肉の骨、梅干しの種、果物類の硬い種、玉ねぎの皮、トウモロコシの皮や芯 など

※ドリップコーヒー、ティーパックの中身は水を切って乾燥させて出してください。

3. 1回のごみ出しにつき、3袋まで出すことができます。
4. 袋を使い切るまでは、燃やすごみ袋（通常の指定ごみ袋）の使用は控えてください。ただし、生ごみ以外で、専用袋に入りきらない燃やすごみを出すといった特別な事情がある場合を除きます。
5. 袋は配布された世帯以外は使用できませんし、譲渡もできません。
6. ルールに違反して使用したことが判明した場合には、袋を返却していただきます。